

奈良先端科学技術大学院大学保健管理センター規程

平成16年4月1日

規程第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第11条第2項に基づき、保健管理センターに関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 保健管理センターは、学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の保健の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 保健管理センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる専門的業務を行う。

- (1) 心身の健康管理に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施並びに事後措置に関すること。
- (3) 身体的及び精神的健康相談に関すること。
- (4) 身体的及び精神的病態への応急処置並びに医療機関紹介に関すること。
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病予防に関する指導援助に関すること。
- (6) 保健管理の充実向上のための専門的調査研究に関すること。
- (7) 心身の健康保持増進に関する教育に関すること。
- (8) その他本学の保健管理に関する専門的業務に関すること。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。